こんな 対応を しました しました しました したところ、法律で定めた項目の記載がな く、クーリングオフ通知もありませんでした。業者に指摘したところ、次ーリングオフ通知もありませんでした。 業者に指摘したところ、クーリングオ フの手続きをすれば対応するということに なりました。 若に指摘したところ、クーリングオ フの手続きをすれば対応するということに なりました。 ためには 契約を締結しない旨の意思 表示をした者に勧誘の継続	要のなかったものなので解約したい。 電話もきた。既に契約してしまった。その後も、 るから、こちらと契約しなさい」といった るから、こちらと契約しなさい」といった るから、こちらと契約しなさい」といった るから、こちらと契約しなさい」といった るから、こちらと契約しなさい」といった るから、こちらと契約しなさい」といった	26日、10日、10日、10日、10日、10日、10日、10日、10日、10日、10	ことが大切です。 ど、日ごろからコミュニケーションを取る は、家族や周りの人が定期的に訪問するな	
こんな 対応を しました しました に しました に しました に しました に しました に る。また、返送する義務もありませんが、 商品が送付された日から十四日間(商品の 引き取りを業者に請求した場合は七日間) は所有権が業者にあるため、その期間は保 管し、その後は自由に処分していい旨を話 しました。 とりつけ商法の中には、代 金引換を利用した手口もあ しました。	事例3 送りつけ商法 家族あてに大きな書籍 がう。開封すると書籍が三冊入っていて、 いたこともない業者だと いたこともない業者だと でいたことも、聞	度で断りましょう。 三次被害が増えています。きぜんとした態	※おりまましし、再要しつしかにかった。 また、被害に遭った人の個人情報が悪質備の例が多く見られます。 電話勧誘販売は、契約書面の不交付や、	
 被害に遭わないための7か条 ①相手の身分と用件を確認する ②家の中に入れない、事務所に入らない ③脅しや、すかしに屈しない ④即決や即答は避ける ⑤うますぎる話は疑う ⑥一人で判断しない ⑦だまされてもあきらめない 	社から督促状が届き、驚いて販売業者に連は伝票処理するので迷惑は掛けない」と頼まれ、クレジット会社からの確認に「はは伝票処理するので迷惑は掛けない」と頼にするので迷惑は掛けない」と頼い」と答えた。 数カ月後、クレジット会社からの確認に「は	事例 4 名義貸し	な宅配便や郵便の荷物は受け取らないよう取りましょう。また、頼んだかどうか不明度支払うと返金されないことが多いので、	

ていることが分かった。解約して返金してなどを言われるまま契約し、何度か購入し換気扇のほかにも防湿材やシロアリ駆除では床下が腐る」と業者に不安をあおられ、「この家は通気性が悪いから、このまま ほしい。

架空請求は、公的機関に似た名称をかたっ不当請求や、はがきによる身に覚えのない

ンター

-ネットを経由した有料サイトなどの

-四件)。

なってしまった深刻な事例もあります。呉服の契約を結ばされ、支払いが困難に入で生活するひとり暮らしの女性が次々にとがうかがえます。相談の中には、年金収 し対こ ま応ん しをな た

ばれる高齢者が悪質商法に狙われているこおよそ六十款を占めており、契約弱者と呼

悪質化しています。

また、

六十歳以上の被害者が相談全体の

て請求をしてくるなど、

手口がより巧妙・

経過しているのでクーこの場合、契約して日 せんで グオフ

(下記参照)はできま した。契約書類を確認 でクーリン

金されることになりました。 せんでした。これらは、特定商取引に関す商品の形式や種類』などが記載されていましたところ『業者の代表者名や販売員名、 る法律に定められた事項であり、 このこと

害に遭わないようにしましょう。ろからしっかりとした知識を身に付け、

なたの心の『すき』につけ込みます。

日 ご 被

ませんか?悪質商法は、あらゆる方法であ「自分には関係ない」と思っている人はい

一度契約してしまっても、法律で クー リングオフとは

る制度です。 あれば、契約書を受け取った日から 指定された商品・サービス・ 一定期間、 無条件で契約を解除でき 権利で

きません。 してしまった消耗品などには適用でただし、通信販売や乗用車、使用

あった場合には、契約の取り消しが業者の不適切な勧誘や説明などが は相談窓口にお問い合わせください できることがありますので、 クーリングオフの期間が過ぎても、 詳しく

絡すると業者は倒産していた。

名義貸しは、販売業者が商



を不正に受け取る手口です。資金繰りに行会不正に受け取る手口です。資金繰りに行 き詰まった販売業者が行う違法手段で、 レジットの仕組みをよく知らない消費者が にして、契約書をクレジッ 品の売り上げがあったこと ク ĥ

ŧ 巻き込まれます と信じて取り引きをするものですから、 、クレジット会社は名義人が支払うもの「迷惑を掛けないから」と業者に言われて 名

前を使われた場合は、責任がないことを主しかし、承諾もしていないのに勝手に名義を貸した人の責任が問われます。

張して争うことができます。

「おかしいな」と思ったら、 まずは相談を ●市民センター地域生活課 地域生活係(☎⑥) 4411 内線 206) ●遠野行政センター

消費生活相談室(☎@ 9930)

V



関する相談は三百四十件(前年同期四百九 狙われる高齢者 巧妙化する手口 平成十 遠野警察署に寄せられた消費生活に低十八年度上半期に市、遠野行政セン 件数は減少傾向にあるものの、イ

				事 例 1	J
扇が取り付けられていた。ぶりに訪ねると、床下換気	七十五歳の母の家を久し	一人暮らしをしている		点検商法の次々販売	
また、一人暮ら-	約させること		ためには	遭わない	被害に
また、一人暮らしの高齢者が居る場合に注意しましょう。	約させることです。その手に乗らないよう	近寄ってきますが、真意は契	法です。優しく丁寧な態度で	け」と言って訪問するのは違	販売目的を隠して「点検だ

業者 まさ • 商法に

だまされない賢い消費者になりましょう。	け込みます。悪質業者の手口を知り、悪質商法に	「悪い話」で動揺させ、私たちの心の『すき』につ	らゆる手でしのび寄る悪質商法。突然の「いい話」	訪問・電話・郵便・電子メール・声掛けなど、あ
---------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------